

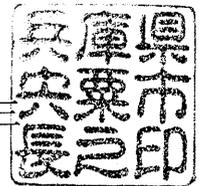
宍粟市告示第7号

山崎都市計画道路の変更について

山崎都市計画道路を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100条）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を宍粟市建設部都市整備課において縦覧に供する。

平成29年2月1日

宍粟市長 福元 晶



- 1 都市計画の種類
山崎都市計画道路（船元中広瀬線）
- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域
別紙のとおり



計 画 書

山崎都市計画道路の変更 (宍粟市決定)

都市計画道路中 3. 6. 523 号船元中広瀬線を廃止する。

理 由

別添理由書のとおり



理 由 書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利権限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

船元中広瀬線は、市街地の幅員狭小による交通支障に対処するとともに、合理的発展を図るため、昭和28年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺の土地利用状況などから、既に必要性が低下しているため、都市計画を廃止する。

